

報告第 13 号

条例改正の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 処分事項

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

（裏面公布文のとおり）

2 処分年月日

令和 7 年 3 月 31 日

大田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大田区長 鈴木 晶 雅

大田区条例第 61 号

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 46 条の 2 第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 39 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該

免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の第39条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 14 号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 54 億 1,200 万円
第 1 回変更後金額	金 54 億 6,944 万 2,000 円
今回変更後金額	金 54 億 7,210 万 4,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 3 月 28 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処分する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第 15 号

仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 45 億 9,360 万円
第 1 回変更後金額	金 46 億 875 万 8,000 円
第 2 回変更後金額	金 45 億 8,817 万 7,000 円
今回変更後金額	金 47 億 3,709 万 5,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 3 月 31 日

（説明）

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、仮称大田区大森西二丁目複
合施設新築その他工事（Ⅰ期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第
6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 16 号

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 40 億 1,500 万円
第 1 回変更後金額	金 40 億 2,125 万 9,000 円
第 2 回変更後金額	金 40 億 5,467 万 7,000 円
今回変更後金額	金 41 億 2,973 万円

2 専決処分日

令和 7 年 4 月 11 日

（説明）

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第 17 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 33 億 7,700 万円

今回変更後金額 金 33 億 3,546 万 4,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 3 月 28 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について、既存杭^{くい}の処理方法を変更したこ
とななどのため、一部変更した。

報告第 18 号

大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすの
き園大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 24 億 8,600 万円

今回変更後金額 金 25 億 7,525 万 4,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 8 年 1 月 9 日

今回変更後工期 令和 8 年 2 月 27 日

3 専決処分日

令和 7 年 4 月 7 日

(説明)

令和 6 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立くすのき園及び大
田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修工事請負契約につ
いて、建設発生土の処分先を変更したこと及び地中障害物が発見され撤去処分す
る必要が生じたため、一部変更した。

報告第 19 号

大田区立大田生活実習所改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 12 億 9,338 万円
第 1 回変更後金額	金 13 億 436 万 9,000 円
第 2 回変更後金額	金 13 億 2,115 万 5,000 円
第 3 回変更後金額	金 13 億 5,505 万 7,000 円
今回変更後金額	金 13 億 5,625 万 6,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 3 月 27 日

（説明）

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立大田生活実習所改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について、アスベスト含有建材を処理する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第 20 号

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修工事請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 2 億 1,780 万円
第 1 回変更後金額	金 2 億 2,042 万 9,000 円
今回変更後金額	金 2 億 2,854 万 7,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 4 月 9 日

（説明）

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田文化の森ホール棟特定
天井改修及び大規模改修工事請負契約について、足場設置後に調査を行ったところ、
外壁改修の補修箇所が増えたことなどのため、一部変更した。

報告第 21 号

大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすの
き園大規模改修電気設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 5 億 7, 200 万円

今回変更後金額 金 5 億 7, 413 万 4, 000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 8 年 1 月 9 日

今回変更後工期 令和 8 年 2 月 27 日

3 専決処分日

令和 7 年 4 月 11 日

(説明)

令和 6 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立くすのき園及び大
田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修電気設備工事請負
契約について、建築工事の工期が延伸したため、一部変更した。

報告第 22 号

大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすの
き園大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 6 億 7, 100 万円

今回変更後金額 金 6 億 8, 027 万 800 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 8 年 1 月 9 日

今回変更後工期 令和 8 年 2 月 27 日

3 専決処分日

令和 7 年 4 月 11 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立くすのき園及び大
田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修機械設備工事請負
契約について、撤去工事の内容を変更する必要性が生じたこと及び建築工事の工期
が延伸したため、一部変更した。

報告第 23 号

大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事請負契約 の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 2 億 5,850 万円
第 1 回変更後金額	金 2 億 6,040 万 3,000 円
今回変更後金額	金 2 億 6,120 万 6,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 4 月 7 日

（説明）

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田文化の森ホール棟特定天井改修及び大規模改修機械設備工事請負契約について、足場設置後に調査を行ったところ、排煙ダクトの更新範囲を変更する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第 24 号

大田区立入新井第一小学校校舎（棟番号②－１ほか）取壊し工事請負契約
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 1,450 万円

今回変更後金額 金 2 億 2,504 万 290 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 7 年 5 月 30 日

今回変更後工期 令和 7 年 6 月 30 日

3 専決処分日

令和 7 年 4 月 10 日

（説明）

令和 6 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第一小学校
校舎（棟番号②－１ほか）取壊し工事請負契約について、アスベスト含有建材を
処理する必要が生じたこと及び先行して行っていた関連工事の工期が延伸したこ
となどのため、一部変更した。